発達・相談支援等モデル事業

実施か所:10か所程度

単価:1モデル事業あたり 10,000千円

負担割合:国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

国 1/2、指定都市 1/2

事業を実施する圏域の指定は各都道府県等で行うことになるので、準備を進めてい ただきたい。

(3) 自閉症・発達障害支援センター運営事業

自閉症・発達障害支援センターについては、発達障害者支援法において「発達障害者支援センター」として位置付けられたところである。

発達障害者支援法においては、「発達障害」の定義として、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされたところであり、従来、対象としていた範囲に加え、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害についても、支援の対象としていくことになる。

したがって、これまで自閉症・発達障害支援センターとして取り組んできたところについても、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害への対応に係る体制等について検討をお願いしたい。

また、発達障害者支援センターについては、新エンゼルプランに代わる新たなプラン (子ども・子育て応援プラン)の中で、設置か所数を19年度までに60カ所とする目標を盛り込むなど、全都道府県・指定都市に計画的に整備していくこととしたところであり、17年度予算(案)においては、16か所増の36か所を計上したところである。未設置の都道府県・指定都市においては事業実施について具体的に検討されたい。

さらに、(2) の発達障害者支援体制整備事業において、より身近な圏域で支援体制の整備をモデル的に行うことにしているところであるが、センターと当該圏域との役割を明確にし、センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるよう努められたい。

4 障害者の生活支援について

(1) 障害者地域生活推進特別モデル事業の見直しについて

障害者地域生活推進特別モデル事業は、地域生活移行事業と地域生活支援ステップアップ事業の2つの事業内事業により構成されているところであるが、平成17年度においては、地域生活支援ステップアップ事業を、今回の制度改正に資する形で見直しを行うこととしている。

具体的には、新制度への移行を念頭において、相談支援事業の機能強化の観点から、 以下の2類型のいずれかに該当する市町村について優先採択することとしている。

地域生活支援ステップアップ事業の見直し案の概要 (1か所あたり事業費 6,000千円)

- [1型] 相談支援事業所が存在していないところの立ち上げ支援、ないしは発展段階 の低いところ(1又は2)が、従来のステップアップの枠組みで実施する場 合。
- [2型] 新制度下で相談支援事業者に期待される以下のいずれかの事業を行うととも に、併せてサービス調整会議の開催、市町村の支給決定事務の一部(障害者 の心身の状態等のアセスメント等)を実施する場合。
 - ① 3障害又は2障害共通の相談窓口を設ける。
 - ② 年齢を問わないワンストップの窓口を実現するため、地域包括支援センターを在宅介護支援センターと一体的な相談窓口を設ける。
 - ③ 居住サポート事業や権利擁護関連事業を実施する。

上記の2類型については、17年度のみの採択とする。都道府県・指定都市・中核市で各1か所実施可能とするようにし、実施市町村で上記の事業内容を評価することとする。

なお、現行の地域生活移行事業は、16年度からの継続分のみ採択とし、17年度 新規での採択は行わないこととする。(1か所あたり事業費 9,000千円)

(2) 障害者自立支援等総合推進事業等について

平成16年度より障害者自立支援・社会参加総合推進事業の中で、障害者自立支援 等総合推進事業及び市町村障害者自立支援等推進事業が実施され、施設外授産の活用 による就職促進事業、訪問入浴サービス事業、更生訓練費・施設入居者就職支度金給 付事業等がメニュー事業とされているところであるが、これらの事業に係る17年度 の負担割合や補助方式については、16年度と変更はしない予定であるので、あらか じめ了知願いたい。

(3) 知的障害者生活支援事業(生活支援ワーカー)について

地域で生活する知的障害者の相談に応じ助言等を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う知的障害者生活支援事業(生活支援ワーカー)については、地域から施設へという流れの中で重要な事業であり、平成17年度予算(案)においては、対前年度同数の166か所を確保したところである。したがって、本事業の平成17年度における新規承認は行わないのでご了知願いたい。

地域で生活する知的障害者が安全で快適な生活を送ることができるよう、すでに本 事業を実施している都道府県・指定都市・中核市においては、一層の支援内容の充実 をお願いしたい。

(4) 知的障害者に対するサービス利用の支援について

① 成年後見制度利用支援事業

平成15年4月から施行している支援費制度は、利用者が事業者を選択し、契約によって、サービスを利用する仕組みであることから、本人の意思に基づく利用契約に対する支援が重要である。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思により契約を締結できるよう、11年度から実施している地域福祉権利擁護事業(社会・援護局所管)について一層の普及をお願いするとともに、判断能力が不十分な知的障害者に係る成年後見制度の活用について、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記をしたパンフレットの配布や少人数を対象とした説明会の開催等、知的障害者に配慮した取り組みと同時に関係機関、障害者団体等に対し周知を図られたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、「介護

予防・地域支え合い事業」(老健局所管)のメニュー事業の一つである「成年後見制度利用支援事業」の対象に、14年度より「知的障害者」を追加し、知的障害者が市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合(知的障害者福祉法第27条の3)に、その手続きや後見活動に係る費用等について補助を行っているところである。

本事業の実施状況を見ると、平成14年4月1日現在で342市町村(10.6%)、平成15年4月1日現在で551市町村(17.1%)、平成16年4月1日 現在で616市町村(19.7%)となっているが、今後とも成年後見制度利用促進のための広報・普及に努め、制度の利用に係る経費の助成について周知を図られたい。

② 療育手帳により受けられるサービス内容の周知

療育手帳により旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引等の援助措置を受けられることとされているが、都道府県等においては、少なくとも療育手帳を交付する際に知的障害者向けのサービスについて、都道府県等でそれぞれの実情に応じて行われるサービス内容を含めて記載した小冊子を配布し、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記をすること等により、多くの機会において、サービス内容について理解しやすい工夫を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。

5 障害児の療育支援等について

(1) 重症心身障害児(者) 通園事業について

重症心身障害児(者)通園事業については、17年度予算(案)においては、B型について10か所増を図ったところである。

この事業の実施施設は、A型が重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び肢体不自由児通園施設、B型が障害児(者)施設等となっているが、国庫補助の対象について、重症心身障害児(者)の受け入れ体制に支障がない場合は、実施施設について弾力的な取扱いをしているところであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、A型であるにも拘わらず、長期間にわたって利用者が少数に留まっている施設にあっては、ニーズの再度の把握を行い利用増に努めるとともに、利用が伸びない場合には、B型への転換を含め検討するなど、適正な事業実施に努められたい。

(2) 難聴幼児通園施設の運営について

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われれば聴覚障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語の発達が促進され、社会参加が容易になる。 従って早期に聴覚障害を発見し、児童及びその家族に対して援助を行うことは重要である。

聴覚障害の早期発見については、平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」 (平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知)が示され、事業の実施にあ たって、難聴児に対する早期療育が開始できるよう努めることとされているところで ある。

また、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

このように、難聴児に対する適切な療育の提供体制を整えることは重要となっていることから、次の事項に留意の上、その推進に努められたい。

ア 難聴幼児通園施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進に努めること。

イ 難聴幼児通園施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、施設の設置に努めるとともに、 障害児通園(デイサービス)事業などの活用を図ること。

また、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図られたい。

- ウ 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴児童の早期療育が重要となっていることから、同検査により発見された乳児についても対象 とするよう、管内の施設に対して指導方お願いする。
- (3) 障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について

障害児施設への入所に係る実施主体の在り方や施設体系については、障害者自立支援法案の施行後3年を目途として、大人と同様の新たなサービス体系への移行等について検討を行い、必要な措置を講ずることとしているところであるが、障害児施設における喫緊の課題である虐待を受けて障害児施設に入所する児童や重度重複の障害をもった児童に対する支援体制の充実を図るため、平成17年度予算(案)において、入所施設における暫定定員の設定基準を引き上げ、その財源を基に、「被虐待児受入加算費」及び「重度重複障害児加算費」を創設することとしている。

障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について (案)

1. 目的

本加算費は、虐待を受けて障害児施設に入所する児童又は重度重複の障害をもった入所児童等に対し、よりきめ細かな支援が行えるよう、必要な職員の配置等施設のニーズに応じた一層の支援体制の充実を図り、もって、障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 被虐待児受入加算費

(1) 対象児童

本加算費の対象となる児童は次の①又は②に該当するものであること。 ただし、本加算費の適用は1人の児童につき、1回限りとし、他の施設に おいて、すでに加算(「被虐待児受入加算費について」(平成16年5月17 日雇児発第 0517001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による被虐待 児受入加算を含む。)の対象となっていた児童については、原則として加算 は行わない。

- ① 知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設に入所する児童であって、児童相談所において施設入所の主な理由が虐待である児童及び施設入所の主な理由ではないが虐待を受けていたことが児童相談所の児童票により明らかな児童。
- ② 施設入所当初は本加算費の対象となっていない児童であって、その後の入所期間中において、過去に虐待を受けていたと児童相談所において認められた児童。
- [注] ここでいう被虐待児とは、児童虐待の防止等に関する法律第2条にいう「虐待」に該当する児童を指し、本加算費の対象についても18歳に満たない者を対象とする。

(2) 適用期間

本加算費の適用期間は次の①又は②によるものであること。

- ① 施設入所段階で当加算費の対象となった児童については、入所後1年間を適用期間とする。
- ② 施設入所後に本加算費の対象と認められた児童については、児童相談所が認めた月から1年間を適用期間とする。

なお、本加算費の対象となった児童が、適用期間中に他の施設(施設種別の変更を含む。)への入所の変更を行った場合には、(1)のただし書きに関わらず、入所の変更後の施設において、入所の変更前の施設の残余期間について適用できることとする。

ただし、虐待を受けた児童については特に安定的な環境の下での職員 との信頼関係の構築及び愛着の形成が必要であることから、児童相談所 は児童が1年を経ずに他の施設へ入所の変更となることのないよう予め 必要な配意を行うこと。

3. 重度重複障害児加算費

対象児童等

本加算費の対象となる児童等は、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」(平成9年10月17日厚生省障第

263号厚生事務次官通知)の別紙「障害児施設措置費国庫負担金及び知的 障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱(以下「交付要綱」 という。)の別表1に定める重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費、 盲ろうあ児重度加算費、肢体不自由児療護重度加算費、重度肢体不自由児加 算費の対象児童等であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声 機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、 じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不 全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知 的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する児童等であること。

なお、加算費の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴かなければならない。

[注] この通知でいう「児童等」とは、18歳未満児及び在所期間の延長による1 8歳以上の者を指し、本加算費の対象については18歳以上の者も対象とする。

4. 加算費の使途

本加算費は、被虐待児又は重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、それぞれの加算費の目的に従って支出するものとする。

5. 経費

被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費については、交付要綱に定めるところにより支弁するものとする。

【交付要綱案】

各月の支弁額の算式

- ① 被虐待児受入加算費 被虐待児受入加算月額保護単価 37,800 円×その月初日の別に定める 基準による被虐待児数
- ② 重度重複障害児加算費 重度重複障害児受入加算月額保護単価 32,000 円×その月初日の別に 定める基準による重度重複障害児数

And a 1	स्म लो ।		4075//		91.1	B 14 ~ 1.	al den to l					_ 4 44						
1951	平成17	7年4月	1日入所(聚度符9	をとして 製	いられ、	1年以」	上駆殺し	て入所)	→	平成1	7年4月~	平成18	3年3月ま	·で			
7年1月	2月	3月	17年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	18年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7.F
例 2	平成17	7年5月	5日入所(破虐待!	見として製	思められ、	.1年以」	上継続し	て入所)	→	平成1	7年6月~	平成18	3年5月ま	で			
7年1月	2月	3月	17年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	18年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7,5
例 3)	平成17	年5月	5日入所(玻虐待!	見として質	と められ、	1年未満	質の平成	18年2月	月7日に	退所) →	平成	17年6	月~平月	戊 18年2	月まで		
7年1月	2月	3月	17年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	18年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
			5日入所()	****	,			- 17 /	· - my	J104 1 T	~~~	かかつ こうくい		T-M	*	73 J.N	戊18年6	77.0
	2月	3月	17年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	18年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7,5
7年1月			17年4月 8日入所(2		-7.					11月		18年1月 成 17年4				5月	6月	7,5
7年1月	平成17	年1月(皮虐待!	-7.					11月	平 :		月~平月			5Я 5Я	6 Я	
7年1月 例 5) 7年1月	平成1 7	年1月 3月	8日入所(神	皮虐待 9	記として設 6月	められ、 7月	1年以上 8月	上 継続し	C入所) 10月	11月	平: 12月	成17年4 , 18年1月	月~平月 2月	後18年1 3月	月まで 4月	5月		7月
7年1月 例 5) 7年1月	平成17 2月 平成17	3月 年1月8	8日入所(2 17年4月	皮虐待! 5月	記として設 6月	められ、 7月	1年以上 8月	上 継続し	C入所) 10月	11月	平) 12月 以上權	成17年4 , 18年1月	月~平月 2月 f) →	後18年1 3月	月まで 4月	5月	6月	7,5
7年1月 (例 5) 7年1月 (例 6)	平成17 2月 平成17 2月	3月 3月 年1月(3月	17年4月 17年4月 17年4月 17年4月	坡虐待 9 5月 所後、 5月	記として 認 6月 平成17	7月 年7月 1	1年以上 8月 日に被加	上継続し 9月 *特児と し	で入所) 10月	→ 11月 られ、1年	平) 12月 以上權	成17年4. 18年1月 続して入月	月~平月 2月 f) →	支18年1 3月 平月	月まで 4月 支17年 7	5月 月~平月	6月 歲18年6	7月まで
7年1月 例 5) 7年1月 例 6)	平成17 2月 平成17 2月	3月 3月 年1月8 3月	8日入所(名 17年4月 3日入所(2	皮虐待 5月 所後、 5月	記として 認 6月 平成1 7	7月 年7月1 7月	1年以』 8月 日に被虐 8月	上 継続し 9月 2待児と し 9月	10月 10月 10月	→ 11月 5れ、1年 11月 期間を延	平 12月 12月 12月	成17年4 18年1月 続して入所 18年1月	月~平月 2月 f) → 2月 平成17	数18年1 3月 平 6 3月	月まで 4月 枚17年7 4月	5月 月~平月 5月 年5月 ま	6月 &18年6 6月	7,F 7,F

(4) 障害児施設における暫定定員の設定基準の変更について

今般、「被虐待児受入加算」及び「重度重複障害児加算」の創設に当たって、暫定 定員の設定基準を83%から90%に引き上げることとしたことに伴い、暫定定員の 算定方法を次のように変更することとしているが、算定に当たって、一時保護委託児 童数を人数に加えるほか、直近3年度の平均による算出を可能とするなど、一定の配 慮を行っているところである。

なお、今般の暫定定員の設定基準の見直しについては、入所施設のみを対象としているところであり、通所施設の暫定定員の設定については、従前のとおりである。

障害児施設(入所施設に限る)における暫定定員の計算方法について(案)

【現行の算式】

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児を含む。)の合計数

÷12月(小数点以下の端数切り上げ)]

×1. 205以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

【見直し後の算式】

次の算式1から算式4のいずれかにより算出することとする。

なお、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改 定するものとする。

(算式1:前年度の在籍児童の延べ日数)

「前年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)

÷30.4日÷12月(小数点以下の端数切り上げ)]

×1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式2:直近3年度の在籍児童の延べ日数)

「直近3年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)

÷3年÷30.4日÷12月(小数点以下の端数切り上げ)]

×1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式3:前年度の各月初日の在籍児童数)

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数

÷12月(小数点以下の端数切り上げ)]

×1. 11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式4:直近3年度の各月初日の在籍児童数)

[直近3年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数

÷3年÷12月(小数点以下の端数切り上げ)]

×1. 11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)